

## 1 1. 人材育成に関わる各機関の役割

### (1) 保健師が働く職場

- ① 個人が自己啓発や自己研鑽できる職場の環境を整備する。
- ② 職場内での教育を推進する。
  - ・人材育成ガイドラインを活用する。
  - ・新任期については、人事課が定める目標設定や自己評価、他者評価を定期的に実施する。
  - ・事例検討を実施し、保健師の支援等を振り返る機会を設ける

### (2) 保健所の役割

- ① 保健所及び管内市町村の保健師等を対象に、地域の特徴や課題をふまえた研修会の企画・実践・評価する。
- ② 保健所、管内市町村の研究の成果を発表する場を設け、他市町村へ波及させる。
- ③ 管内市町村の現任教育体制を強化するため、管内の現任教育についての評価、検討の場を設ける。

### (3) 県の役割

- ① 県全体の保健師の現任教育の評価・検討を行う。
- ② 県全体の派遣研修の計画・調整を行う。
- ③ 現任教育体制について、企画・検討・評価を実施する。
- ④ 市町村及び県の保健師の人材を確保する。

### (4) 大学（保健師養成課程）の役割

- ① 県が実施する現任教育の企画・実施・評価に参画する。
- ② 市町村及び県の保健師の人材確保に向けた協力を得る。

### (5) その他

- ① 看護協会、保健師長会等各職能団体等と連携しながら進める。
- ② 各自治体の人材育成指針等との整合性のある人材育成や計画的なジョブローテーションを実施するため、人事担当部署と連携を図る。